

函館市情報公開・個人情報保護審査会条例および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

令和5年1月19日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第1号

函館市情報公開・個人情報保護審査会条例および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(函館市公文書公開審査会規則および函館市個人情報保護審査会規則の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 函館市公文書公開審査会規則（平成2年函館市規則第60号）
- (2) 函館市個人情報保護審査会規則（平成2年函館市規則第62号）
（函館市情報公開条例施行規則の一部改正）

第2条 函館市情報公開条例施行規則（平成13年函館市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（函館市情報公開・個人情報保護審査会への報告事項等）」に改める。

第7条中「汚損し、または」を「汚損し、もしくは」に改める。

第8条第1号および第2号中「に記録されたもの」を削り、同条第3号中「函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）第2条第3号アの」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第2項第1号に係る」に改める。

第13条第1項中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第14条中「第30条」を「第26条」に改める。

別記第10号様式中「公文書公開審査会諮問通知書」を「情報公開・

個人情報保護審査会諮問通知書」に，「函館市公文書公開審査会」を
「函館市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

（函館市特別職報酬等審議会条例施行規則の一部改正）

第3条 函館市特別職報酬等審議会条例施行規則（平成18年函館市規則第120号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第26条ただし書」を「第21条ただし書」に改める。

附 則

この規則は，令和5年4月1日から施行する。